

国立大学法人東京農工大学部局長任命手続規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(部局長候補者の推薦)</p> <p>第2条 各部局は、運営規則第4条第5項の規定に基づき部局長の候補者(以下「部局長候補者」という。)を推薦するに当たり、原則として2人以上の候補者を推薦するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選考及び報告)</p> <p>第3条 学長は、前条の規定により推薦された部局長候補者の中から面接により部局長を選考し、<u>その結果を教育研究評議会に報告する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 学長は、前条の規定により選考した者を、部局長として任命する。</p>	<p>本則</p> <p>(部局長候補者の推薦)</p> <p>第2条 各部局 <u>(グローバルイノベーション研究院を除く。以下この条において同じ。)</u> は、運営規則第4条第5項の規定に基づき部局長の候補者(以下「部局長候補者」という。)を推薦するに当たり、原則として2人以上の候補者を推薦するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(選考、<u>指名</u>及び報告)</p> <p>第3条 学長は、前条第1項の規定により推薦された部局長候補者の中から面接により部局長 <u>(グローバルイノベーション研究院を除く。以下この条において同じ。)</u> を選考する。</p> <p>2 <u>学長は、理事、副学長又は教育職員の中からグローバルイノベーション研究院長を指名する。</u></p> <p>3 <u>学長は、第1項の規定により選考した部局長及び前項の規定により指名したグローバルイノベーション研究院長を教育研究評議会に報告する。</u></p> <p>(任命)</p> <p>第4条 学長は、前条の規定により選考<u>又は指名</u>した者を、部局長として任命する。</p>	

附 則 (教規程第11号)

この規程は平成28年4月1日から施行する。